

故障しているクレーンは、現場に絶対持ち込ませない！

事故等の内容

- 故障しているクレーン(下請会社が所有)を現場に持ち込んで操作したため、クレーン**転倒事故**が発生。(安全装置を解除して操作したためにバランスを崩した)。しかし幸い、転倒による労災や物損公衆は無かった。
- 安衛則96条5では「クレーン転倒」は遅滞なく労基署に書類提出が義務づけられているが、元下請は報告を怠った(事故隠し)。発注者への報告も無かった。

事故等からの教訓

- 元請は、**クレーン搬入時に機械等異常が無いかしっかり確認が必要**(下請への指導も含む)
- 「事故隠し」は絶対にダメ**

転倒したクレーン(35t吊)



- 故障しているクレーンを動かすためには**安全装置の解除**が必要だった(リミッター解除キー)。
- 解除キーは、普通、会社で**厳重な管理**が必要にも係わらず、オペ室に持ち込まれた。
- 安全装置の**解除**によって、クレーン操作時に**バランスを崩した(転倒)**
- 元請は、現場の安全管理に責任がある。下請の**所有のクレーン**であっても、**しっかり確認が必要**。



オペ室内